

令和5年度 第1回 飛島村総合計画審議会 議事録

日時:

令和5年7月6日(木)10:30~11:27

場所:

飛島村役場2階 第3会議室

出席委員:18名(順・敬称略)

会 長 三浦 哲司(名古屋市立大学 人文社会学部 准教授)

副会長 河村 和則(区長会 会長)

委 員 伊藤 秀樹(商工会 会長)

委 員 神山 茂代(商工会 女性部 部長)

委 員 村上 雅之(土地改良区 理事長)

委 員 多田 裕美(教育委員 代表)

委 員 犬飼 敏光(老人クラブ 会長)

委 員 平野 宗治(民生委員・児童委員協議会 会長)

委 員 渡辺 良和(社会福祉協議会 会長)

委 員 久野 聖二(代理 消防団 副団長)

委 員 瀬古 公春(海部南部消防組合 総務課長)

委 員 比田勝 麻衣(飛島保育園 父母の会 会長)

委 員 安井 麻美(第一保育所 親の会 会長)

委 員 門野 堯子(ボランティア団体 代表)

委 員 服部 伸一(名古屋港西部臨海工業地帯企業連絡協議会 会長)

委 員 井戸田 徹也(名古屋港管理組合 企画調整室 担当課長(調整担当))

委 員 伊勢村 優樹(中日新聞 蟹江通信局 記者)

委 員 佐野 徹(副村長)

幹 事 加藤 光彦(飛島村長)

幹 事 萩野 登記代(教育長)

幹 事 請井 通孝(参事)

幹 事 加藤 義彦(総務部長)

幹 事 山田 由樹(開発部長兼経済課長)

幹 事 福谷 晶(民生部長)

幹 事 奥村 義明(教育部長兼教育課長)

事務局 早川 宗徳(企画課長)

成田 和実(企画課課長補佐)

荒尾 大地(企画課主任)

コンサル 本間 裕之(ジャパンインターナショナル総合研究所株)

欠席者:4名

【議事録】

1. あいさつ

村長

2. 役員選出

会長;三浦哲司委員

3. 議 事

(1)第4次飛島村総合計画及び飛島村地方版総合戦略の総括について

(事務局より資料に基づいて説明)

【質疑応答】

*三浦会長:

説明ありがとうございました。一つ目が第4次飛島村総合計画の後期基本計画についてD評価のあった項目を中心に報告いただいた。資料は事前に送付いただいたが、確認はしていただけているかと思う。資料の4ページに、評価区分が示されている。もう一つが地方版総合戦略についてである。これについては達成しているということで状況報告をいただいたものである。

それでは、皆さんから質問や事実関係の確認、総括部分について分かりにくいところなど、補足説明がほしい箇所や、意見等をいただければと思う。どんなことでも構わない。

*村上委員:

大学生向けの奨学金についてであるが、20 人に対して7人の実績は多いのか少ないのか。この点について教えてもらえたらと思う。

*三浦会長:

後期基本計画の評価のなかで、22 ページがその箇所である。「大学生向け奨学金受給者数」がD評価であるが、この詳細についての説明をいただければ。

⇒事務局:

令和3年度からの新事業である。予算の分を目標値としている。令和3年度の実績が4名であった。年度当初は少ないということで所得基準の見直しを行い、広く利用いただけるようにした。令和4年度の実績は7名。令和5年度は現在で 11 名の申請をいただいている。3年目となっているので、一定の機会創出に寄与していると考えている。

*村上委員:

予算に対してというより、事業の周知が漏れているのではないか。奨学金を受けられるが、もらっていない人もいるのではないか。そこについて行政がどこまでできるのかはポイントだと思うが、大学に行きたくても行けていない人がいることが問題である。よって、この点については多い少ないというより、そういう人がいると残念だという思いがあるなか、そういう人が救われるような手立てがあればと思い、質問した次第である。

⇒村長：

このことについては、目標値の設定がそぐわないと思っている。年ごとに学生の数も変わってくるし、年ごとに状況も変わる。裕福な家庭が多い学年は少なくなるだろうし、年度によって経済的に苦しい家庭が多い年もあるだろうと思う。所得制限を緩めたのが2年目で、先ほども説明があったように7人の実績であった。今後、その所得制限を変えるつもりはないと考えている。経済的にいくらあれば大学に行けるか、という点が重要である。所得制限がありきであると考え。

*村上委員：

周知が足りないのではないかという考えが、私の方であったものである。また、評価云々よりも、経済的な理由で大学に行けない人への支援について、改めて行政の方で検証・精査いただければというものであった。

⇒村長：

毎年、周知は行っており、事業を知らなかったという人は今のところ聞かない。周知の要望があれば周知したいと思うし、引き続き周知を図っていきたいと考える。

*三浦会長：

村として、大学生の学びの機会が確保されているというものである。その上で予算が決まっていて、家庭の経済状況によって左右される場合もある。また、達成・未達成に振り回されるものでもないと思う。多様な選択肢があることが利用の有無にも関わると思うし、引き続きの周知についてはおっしゃっていただいた通りである。ご発言いただき、ありがとうございました。

*伊藤委員：

この奨学金制度は、成績優秀者に対して年間 30 万円の支援であったかと思う。村長の思いとしては、経済的に大学に行けない子に対する支援という趣旨であり、成績優秀者と所得制限という条件だったかと思う。そこで、この金額で大学に行く気になるのかどうか。30 万円でもあれば、寮や交通費などの足しにはなるかと思うし、どんどん進めていってもらいたいと思うが、当初からハードルが高かったという問題があったように思う。成績優秀者となると、どの程度かというのが問題になるので、その点の緩和も進めることで利用者も増えるのではないか。

また、6ページの事業、民間住宅地盤改良補助であるが、目標値が50件である。年間20件程度の建築確認申請に対しての50件は、そもそもの目標値が高いのではないか。この50件にした根拠についてご教授願いたい。

*三浦会長：

2点あったかと思う。先ほどの質疑と同様、大学生向けの奨学金と、建築確認申請についてである。

⇒事務局：

目標値については40件に訂正があるものである。年間およそ20件、令和3年度からの2年間で40件という考え方である。これは地震が想定されるなかで、申請を提出された方に周知させていただき、液状化に対する対策をお願いしているものである。やはり提出された100%の方にやっていただくというのは高い目標ではあるとは思っている。また、液状化の対策方法で、建築主・建築業者が認めた方法しか液状化に対するカウントができなかったことで低い数値になっていることも要因としてある。さらに、液状化対策で行った証明が必要になっており、それも数字が低い原因になっていると思う。

*伊藤委員：

今の説明からすると、本来ではできているのに、認定されていないからカウントされないというように受け取られるように思うが。

⇒事務局：

建設課の方で液状化対策の判断ができない。建築主・建築業者が液状化対策の方法です、と認められたものでしか該当しないこととなっている。

*伊藤委員：

そこを明確にして、こういうことをやったらどうかというようにもう少し窓口を広げて、やり方を増やしていくことを検討いただかないといけないのではないか。お金のかかる話であるし、いつまで経っても変わらないと思う。また、確認申請について、20件足す20件で40件が目標のうちで、半分も達成されてない現状について、100%実施すると目標立てたのであれば、もう少し件数が増えるための検討をする必要があるように思う。

*三浦会長：

ありがとうございます。防災の取組への重要性は計画策定時でも指摘があったことかと思う。申請を取りに行くことについては、場合によっては検討も必要になってこようかと思う。一旦持ち帰っていただく方向でよろしいか。

また、前半の奨学金については制度の開始が令和3年度ということである。令和4年を経て、いま令和5年で3年目ということである。

⇒佐野(徹)委員：

奨学金について少し補足させていただく。当時は1件1件、申請いただいたものを私が決裁した。苦学生というか、高い志で経済的に厳しいという方はやはり含まれており、事業は浸透しているという感覚は持っている。伊藤委員から指摘のあった成績優秀者というのは奨学金の性質上、募集時はそのように成績優秀と掲げているものである。ホームページでも公開しているが、基準としては真ん中ぐらいで大丈夫としている。

*伊藤委員：

成績が下がった場合はどうなるのか。

⇒佐野(徹)委員:

成績証明書を添付いただいて申請いただいている。多くの大学は優・良・可という評価があり、良が7～8割必要だという点数設定にしている。今回の優秀者というのは、成績5段階評価で3.5以上の設定であるので、7割以上、良で揃えていけばクリアできるものとしている。

*伊藤委員:

優が良に下がった場合はどうか。

⇒佐野(徹)委員:

その点については申請時の断面で判断している。

:伊藤委員:

1回の申請で4年間の支援になるのか。

⇒佐野(徹)委員:

毎年申請をいただくものである。年単位の申請時の成績が重要である。通常、大学の授業に普通に出て普通に授業を受けていけば、良を取る確率はまあ高いかと思っている。

伊藤委員:

文系・理系でも、取得する単位数に差があるし、そうなると理系の方がハードルが高いのではないか。その点については緩和してもいいのではないか。

⇒佐野(徹)委員:

文系・理系の甘い辛いについては私も存じ上げないが、当時の制度設計に携わっていた記憶で申し上げると、大学に入っただけで行かない子は良くないという判断としており、その一方で、普通に大学に行って頑張れる子というところが、その制度設計の心かと思う。

*伊藤委員:

文系と理系で学費も全く違うし、お金のかかり方も違う。文系と理系の奨学金の差を設けてもらうことについて、なにかあればお願いしたい。

⇒村長:

奨学金だけで大学に行こうと考えてもらうのは困ると思っている。高校でどのような成績を取っているか、高校時代のレベルによってもまちまちである。高校の時は優秀な成績で、大学に入ると成績が下がってしまうということもある。成績優秀というとハードルは高く見えるかもしれないが、そこそこ努力されている方には奨学金を出している、という認識でご理解いただければと思う。

*伊藤委員:

一つの要望なので、また検討いただければと思う。

*三浦会長:

ありがとうございます。大学授業料の無償化は何年か前に始まったが、現状において飛島村では独自の奨学金を創設されているというものである。皆さんも評価されているところかと思う。令和3年度に始まったことなので、適宜修正しながらできればと思う。こ

れからは、奨学金を利用して大学に行った方が、これからの村にどう貢献していくかも重要かと思う。今後は、こういった視点も必要になってくるかと思われる。

他の点ではいかがか。総合戦略でも話があればと思うが。最後に意見をいただくかたちでもかまわない。それでは次の議事に進める。

(2)第5次飛島村総合計画 重点施策の取り組み状況について

(事務局より資料に基づいて説明)

*三浦会長:

ありがとうございます。重点施策の取り組み状況について説明いただいた。資料の内容について意見・質問等あれば挙手を願う。当初の計画通りに着手しているというものである。

*村上委員:

第5次総合計画に全くそぐわないわけではないのだが、優良農地を守っていくという我々の立場からは、やはり農地を開発しようとすることもある。それを全部、優良農地を守るためにコミットするわけにはいかない。その方向のなかで、申請が通れば開発ができるという法律がある。その法律に則ってやれば、俗にいう迷惑施設も、個人的な感情もいろいろあろうと思うが、できてしまう。家を建てたくても、建てようすると建てられない。なんとなく矛盾があるように思える。法律だから変えられないのかもしれないが、飛島村役場は村民のためにあるところだと思っているので、住宅が建たない一方で、開発業者・産廃業者は建てられる、こういった矛盾を変える手立てをお願いしたい。例えば住宅街はゾーニングするなどして、開発要件が揃っていても開発できないようにするなど、法律に負けない考え方ができないかということについてお伺いしたい。

*三浦会長:

ありがとうございます。いわゆる迷惑施設がやってくる時に法律はあるが、上乘せ条例として、どのように解消していくのか、広く都市計画としてどうしていくかという問題をも含むお話かと思う。

⇒事務局:

やはり法的に決まった要件をクリアすると、どのような施設でも建ってしまうことが現状である。それを超えるものを村は持たない。判断基準が要件となっている。先日の農業委員会でもあったが、提出前にすぐ受け付けるのではなしに、関係団体や地元住民の理解を得てから申請をくださいというように促してはいる。まずは住民説明、関係団体の承諾をとってもらえるようなプロセスを採っている。

*村上委員:

ありがとうございます。まったくコミットができないというわけではなく、協議ができるというだけでも進歩かと思う。同時に、大局的なものの見方として、言葉は悪いが、産廃銀座

と呼ばれる場所・エリアが飛島にあり、開発業者はそういうところでしかできない。住宅街では開発はできない。そういう棲み分けというかゾーニングというか、そういうものが総合計画にあまり見受けられない。ハッキリ村として方向づけができれば、協議する以前の問題として、住宅街で迷惑施設が来ない、来させない、そういうものができるのか、というのを思うのだが、それもやはり法律があると難しいことなのか。

⇒事務局：

ゾーニングというと名古屋都市計画のなかにあり、飛島村は市街化調整区域もあるので、この点は検討の余地の有無はあれど、持ち帰って相談したいと考える。

*村上委員：

分からないではなく、やっていくという方向を示してもらえたらと思う。できるできないは二の次で、都市計画をしていくという気持ちを持ってほしいと思う。村長はどのようにお考えか。

⇒村長：

ゾーニングの話があったかと思うが、売りたい人とゾーニングのエリアの人とが等価交換できないことがネックだと思っている。そこしか土地がない人は経済的に困っているのに、自分の土地の周りで住宅開発が進み、そこにしかないという話になった場合、ゾーニングの意味がなくなってしまう。ゾーニングのエリアと等価交換ができればいいが、それはなかなか難しい話である。地権者同士の価値を認め合って、それを揃えてもらえればと思うが、それは難しい話ではないかと思う。

*村上委員：

自分の土地は勝手にすれば、というように開き直られると結局変わらないように思うが。

⇒村長：

考えを持ってないことはないが、村がその考えを持つことで解決するかどうかは問題かと思う。そのエリアに土地があったら売れないわけである。そこがネックになって進められないというものである。

*村上委員：

等価交換は難しいだろうし、当時の評価も違うので難しいだろうが、売り手・買い手、貸し手・借り手と同じように、そういうシステムというか、なにかの手立てを検討いただければと思う。難しい方法だとは思いますが、模索いただければありがたいと思う。

⇒村長：

なにができるかというのは検討したいと思う。

*村上委員：

付け加えることとして、遊休農地が無いのはありがたいことだと思っている。これは村の施策もあり、飛島村のオペレーターも優秀な人がたくさんいる。大変ありがたい。農地を守る我々としてはこういう施策を引き続き打っていただければと思う。ありがとうございます。

*三浦会長：

ありがとうございました。農地関係のことで意見をいただいた。都市計画は難しい部分がある。村のみならず、県の関係などいろいろあるが、ひとまずは検討というところである。それでは他に、全体を通しての意見や質問はないか。

***伊藤委員：**

村上委員と同じような話ではあるが、商工会長という立場で言わせてもらおう。私どもは鉄工所をやっており、事業拡大をすべく、自分の土地に工場を建てたいとなっても建てられないという実情がある。商工会として、飛島のなかで企業の発展を考えたときに、どうやればいいのか。8月に県の議員や職員から構成される懇談会があり、そういうところで話をすると、飛島村は総合計画を立てろと言われる。そういう絵が描ければ、という話で。そして商業の話をしてみても、団塊の世代の人々が後期高齢者になって、毎年100人を超える人がこれからは亡くなっていく。生まれる子どもの数が昨年20人程度だったことを考えると、年間80人が減っていく。人口目標を現状維持とされているなか、人が入ってくる受け皿が必要だと思う。人がいなくなると商業は成り立たないし、工業にしても心配している。産業活動ができるような環境をお願いしたい。農業も10年経ったら農業人口はどうなるのか、農業をこれから続けていくことに意味はあるのか、ともなる。タダでも田圃を引き取ってほしいという人がいる中で、人口を維持していくというのは矛盾があるように思う。全国的に人口減少という話はあるが、名古屋市の隣でこんなに不便な環境を続けていいのかという話にもなる。矛盾を村民全体が持っているように思う。それを打開するために、なにか考えていただきたい。10年後、20年後という話ではなく、少しずつでも変えていくことが重要だと思う。

***三浦会長：**

ありがとうございます。住民生活や商業・工業・農業について、その兼ね合いも含めてお話をいただいた。総合計画自体、行政計画にとどまらないところがあり、行政のみならず、商工会の皆さん、関係者の皆さんの力を合わせてまちづくりに取り組んでいくことかと思う。行政は行政で取り組むことはあるし、商工会は商工会、関係者の皆さん、住民の皆さんで取り組んでいくことはある。ぜひとも、トータルで飛島村を良くするために、先ほどもあったように10年先、20年先を見据えながら、今からできることがあろうかと思う。皆さまとともに検討していくことが重要であると考えている。

他に発言していない方からは、いかがか。

ないようであれば、最後の「その他」に移らせていただく。

3. その他

(審議会におけるこれからの動きについて、事務局より説明)

***三浦会長：**

行政でできることと、皆さんができることがある。村の発展のために、ご尽力いただければと思う。引き続き、どうぞよろしく願います。それでは事務局へ進行をお返す。

*事務局:

長時間の審議、ありがとうございました。これをもって、令和5年度・第1回総合計画審議会を閉会する。お帰りの際は、交通事故等にじゅうぶん気をつけてお帰りください。ありがとうございました

4.閉会

以上